再処理工場で発生が予想されるトラブル等とその対応

(No.1-39)

件名	配管内へのウエス置き忘れによるポンプ故障
事象の概要	
(1)発生場所:機器	分離建屋∶極低レベル含塩廃液サンプポンプ
(2)設備の概要	工程から硝酸を回収し、再利用するための処理を行ったうちの余剰分を、中和処理を行う槽へ 移送するためのポンプ。
(3)発生の状況	保修作業中
(4)概要	配管の改造工事を実施した際、切断した配管内に養生のために詰めたウエス(布)を置き忘れたまま、配管接続作業を実施。その後当該系統のポンプを運転させ、ウエスが原因でポンプの吸い込み口詰まりによりベアリング(軸受)が焼付いたことによるポンプの停止。*他の建屋も含め同種の作業においても、同様な事象の発生が予想される。
(5)原因	工事実施時にウエスを回収し忘れる作業ミス。
事象による影響 (1)工場外への影響	工場外への影響は生じない。 放射性物質を除去するフィルタ等を有する分離建屋建屋の換気設備及び塔槽類廃ガス処理設備が稼動 している系統及び室内での事象ならびにそれに伴う復旧作業であり、放射性物質の放出等の工場外への 影響は生じない。なお、本事象は放射性物質の漏えいを伴うものではない。
(2)安全性への影響	安全上の問題は生じない。 工程とは隔離した状態でポンプの運転が停止するものであり、これ以上の事象の進展はなく、安全上の問題は生じない。
(3)作業員への影響	作業員への影響は生じない。 ポンプの点検、復旧作業にあたっては、定められた放射線管理計画書に従って効率的に作業を進めることにより、作業員への影響は生じない。
(4)他工程への影響	他工程への影響は生じない。 工程とは隔離した状態での改造工事後の確認運転で発生した事象であり、他工程への影響は 生じない。
	(1) ポンプの運転状況を確認する。
対応の概要	(2) 運転を一時停止し、定められた保修手順に従い、故障箇所の復旧を実施する。
	(3) 復旧箇所に異常のないことを確認した後、予め定められた手順に従い運転を再開する。
公表区分*1	毎月集約して月1回公表(ホームページへ掲載)
情報区分*1	トラブル情報 運転情報 清 掃・調整等で復旧可能な機器故障 機器体障 機器停止等 不適合等

